

令和7年第1回長久手市議会定例会  
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第27号	令和7年度長久手市一般会計補正予算（第1号）	総務部



発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市  
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
ため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を基準日</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日</p>

<p>以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。



発委第2号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例について

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、長久手市議会基本条例第22条第2項の規定に基づき、同条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

## 長久手市議会基本条例の一部を改正する条例

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な議事機関としての責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第2条 議会は、行政運営について審議し、議事機関としての責務を果た</p>	<p>議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている。</p> <p>地方分権の推進により地方への権限移譲が進み、議会が市民の代表機関として果たすべき役割はますます重要となっている。</p> <p>議会は、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが第一の使命である。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、ここに長久手市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第2条 議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果た</p>

さなければならぬ。

2及び3 (略)

4 議会は、常に向上心を持ち、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_議会改革を推進するものとする。  
(議長の責務)

第3条 (略)

2 災害発生時等、議会と市長との調  
整が必要とされる場合において、議  
長は議会を代表して必要な対応を  
行うものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し\_\_\_\_\_  
その有する情報を発信し、\_\_\_\_\_共  
有を推進するとともに、その情報に  
ついて説明責任を\_\_\_\_\_果たすよう  
努めなければならない。

2及び3 (略)

4 議会は、議会活動を市民に伝え、  
市民と議員とが自由に意見及び情  
報を交換するための報告会及び意  
見交換会を\_\_\_\_\_開催するもの  
とする。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上の  
ため、\_\_\_\_\_政策立案及び政策提  
言に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討議の  
場であることを認識し、議員相互間

さなければならぬ。

2及び3 (略)

4 議会は、常に向上心を持ち、更な  
る議会改革を推進するものとする。  
(議長の責務)

第3条 (略)

2 災害発生時等、議会と市長との調  
整が必要とされる場合において、議  
長は議会を代表して必要な対応を  
行うものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し積極的に  
その有する情報を発信し、情報の共  
有を推進するとともに、その情報に  
ついて説明責任を十分果たすよう  
努めなければならない。

2及び3 (略)

4 議会は、議会活動を市民に伝え、  
市民と議員とが自由に意見及び情  
報を交換するための報告会\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を定期的に開催するもの  
とする。

(政策立案等)

第11条 議会は、市民福祉の向上の  
ため、積極的な政策立案及び政策提  
言に努めるものとする。

第13条 議会は、議員による討論の  
場であることを認識し、議員相互間

<p>の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において_____議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を_____果たさなければならない。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 事務局長その他の議会事務局職員は、議長が任免する。</u></p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会広報紙その他の手段</u>で公表するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての<u>機能の保持</u>を図るよう努めるものとする。</p>	<p>の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において<u>十分な討論及び議論</u>を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を<u>十分に</u>果たさなければならない。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第17条 議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して<u>議会だより</u> _____で公表するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第21条 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての<u>体制の整備</u>を図るよう努めるものとする。</p>
--	--

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



発委第3号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、常任委員会の所管の変更に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

## 長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

## 【別記1】

## 改正後

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	<p>1 _____総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項</p> <p>2 他の常任委員会の所管に属さない事項</p>
教育福祉委員会	8人	市長公室、福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項

予算決算委員会の項 (略)

改正前

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	8人	_____福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

附 則

この条例は、令和7年5月10日から施行する。

令和7年第1回長久手市議会定例会 議事日程 (案)

一般質問

順序	区分	氏名	日程 A 案	日程 B 案	日程 C 案
1	代表	無会派の会 田崎あきひさ 議員	3月4日(火) 代表6人	3月4日(火) 代表 6人	3月4日(火) 代表 5人
2	〃	公明党 ささせ順子 議員			
3	〃	ながくて 山田けんたろう 議員			
4	〃	みらい 野村 弘 議員			
5	〃	翼 大島令子 議員			
6	〃	香流 なかじま和代 議員			3月5日(水) 個人5人
7	個人	水野勝康 議員			
8	〃	岡崎つよし 議員			
9	〃	山田かずひこ 議員			
10	〃	川合ともゆき 議員			
11	〃	わたなべさつ子 議員	3月6日(木) 個人3人	3月6日(木) 個人 4人	3月6日(木) 個人 4人
12	〃	おくだけんじ 議員			
13	〃	富田えいじ 議員			
14	〃	伊藤真規子 議員			





令和7年2月13日

長久手市議会議長 様



陳情者住所 長久手市

氏名

## 1. 陳情の趣旨

長久手市平池地区および久保山地区において計画されている高層マンション建築計画に対し、周辺住民をはじめとする多数の市民は、地域の景観悪化や生活環境の悪化を深く憂慮しております。本計画は、周辺の住宅環境と著しく調和せず、地域の特性を損なう恐れがあるため、建築基準法の遵守のみならず、長久手市まちづくり条例や景観形成基準への適合性について、市による厳正な対応を求めます。

さらに、市は市民の意見を十分に聞き入れず、景観審議会への諮問を拒否するなど、市民の声を軽視し、条例を無視した対応を取っています。私たちは、このような市の対応に強い憤りを感じており、是正するよう、市に対する強い働きかけを求めます。

## 2. 陳情事項

### 2.1 景観への影響と条例との整合性、景観審議会の開催を求める

・平池地区においては、地上 39.32m、12 階建ての高層分譲マンションが計画されており、久保山地区においては地上 39.13m、13 階建ての共同住宅が計画されています。これらの高層建築物は周辺建物と比較して著しく高さが異なりまちなみの連続性を断絶しスカイラインも断絶するなど地域の特性を大きく損なう恐れがあります。

・長久手市まちづくり条例や景観形成基準は、周辺との調和やまちなみの連続性を重視していますが、本計画はこれらの基準に適合しているのか疑問です。

・令和6年12月27日に景観審議会への審議申し入れを文書にて提出しています。市からの回答として景観審議会開催は致しかねますの一言であり不開催理由を全く述べていない状況であり、市としては市民に対し、なぜ開催できないのかを説明する義務があると考えます。

・本計画は地域の景観に与える影響が大きいため、市民の意見を十分に聞き入れ、景観条例第20条に基づき、景観審議会を開催し計画の妥当性を専門家の意見を聞きながら、客観的な視点で十分に審議すべきです。

・景観条例第3条3項に「市は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たって、事業者及び市民に様々な情報を提供するとともに、事業者及び市民の意見等が反映され

るよう努めるものとする」とありますが、今回の高層マンション建設に関し、市民の意見が十分に反映されているとは言えません。

・**景観条例第 7 条**に「当該行為が景観計画に適合させなければならない」とありますが、市は何を適合させたのでしょうか。

・計画地の南向かいにある大平公園は、災害時の一時避難所であり、高層マンションの建設は避難者の心理的な負担を増大させ、一時避難所の機能を阻害する可能性があります。

・平池地区および久保山地区において同様の高層マンション計画が進行しており、長久手市の住宅区域における高層建築物が乱立する懸念があります。これは、長久手市の緑豊かな低層住宅地というイメージを損ない、地域の特性を大きく変えてしまう可能性があります。

## 2.2 建築基準法との関係性

・建築基準法を遵守していれば、どのような建築物でも建設が可能なのでしょうか。色やデザインだけでなく建築物の高さも、まちなみの連続性を意識するものの 1 つとして、周辺環境との調和を考慮すべきではないでしょうか。

(事例：国立高層マンション訴訟・上告審)

良好な景観を享受することによって得られる利益（景観利益）は私たちの住民の生活の質を大きく左右する重要な要素であり、実例として最高裁判決で良好な景観に近接する地域に住む者が、その景観の恵沢を享受する利益を有すると、「景観の利益」が法律上保護されるべきものと認められたという最高裁の判決事例が実際にあります。つまり美しい景観は、そこに住む人々の生活の質を向上させ精神的な豊かさをもたらすという点で法律的に保護されるべき・価値があるということです。

## 2.3 市の対応に対する抗議

・**長久手市みんなで作るまち条例第 9 条**、市は市民と交流・対話しながら課題等を把握し、部署間で連携して解決に努めなければならないという規定に反し、市民の意見を軽視しています。

・**長久手市みんなで作るまち条例第 16 条**では、市は公正かつ透明性の高い市政運営を基本とし、市民が主体的に行動できるまちづくりを進めますとありますが、今回の対応は、この条例の趣旨に反し、市民参加によるまちづくりを阻害するものです。

・市は、全ての行政手続きにおいて関連条例を厳守し市民に対し透明性のある説明を行うべきです。

・市は市民の意見を十分に聞き入れず、このままでは市の主体性の欠如により、市民の意見がどのように開発計画に反映されるかが曖昧な状態で十分協議されないまま協定が締結される懸念があり、不当な手続きで計画を進めようとしています。特に、景観審議会への諮問を拒否するなど、市の条例を無視した対応は許容できません。

・陳情書に対する回答が形式的であったこと。市長への直接説明も行ったにも関わらず、結果的に実績作りで、市民の声を聞いただけにすぎませんでした。その理由として市長は市として何ができるかを検討すると述べましたが面会 2 日後には公文書による回答書ができており、とても 1 日で市役所内で決裁されるとは考えられません。市長への面会時には既に回答書は決裁されていた可能性が高く、全く市民の具体的な要望に応えていません。

・まちづくり条例や景観条例、景観形成基準は一体何のためにあるのでしょうか。条例は何のためにあるのでしょうか。これらの条例は、市民の生活環境を守り、魅力あるまちづくりを進めるために存在するはずです。

## 2.4 要求事項

### ・景観審議会の開催

・市民の声を尊重した行政運営

・条例に基づいた適切な手続き

・平池地区および久保山地区を含む、長久手市全体の景観計画の再検討

・高層建築物の建築にあたり、市は市民と事業者が早期の段階で十分な対話を行う事ができるよう、対話のための環境整備を含む適切な対応を行ってください。

・景観審議会を活用し、住民からの申出があった際にも審議できるよう運用を改めてください。

・市の発展や秩序ある整備を図るため、都市計画審議会において、土地利用や高層建築物についても考慮して審議するようにつとめてください。

最後に私たちは、市が掲げる「美しいまちづくり」の実現のためにも、今回の計画は慎重に検討されるべきだと考えます。市民の意見を無視したまま、この計画を進めることは、決してあってはならないことだと考えます。

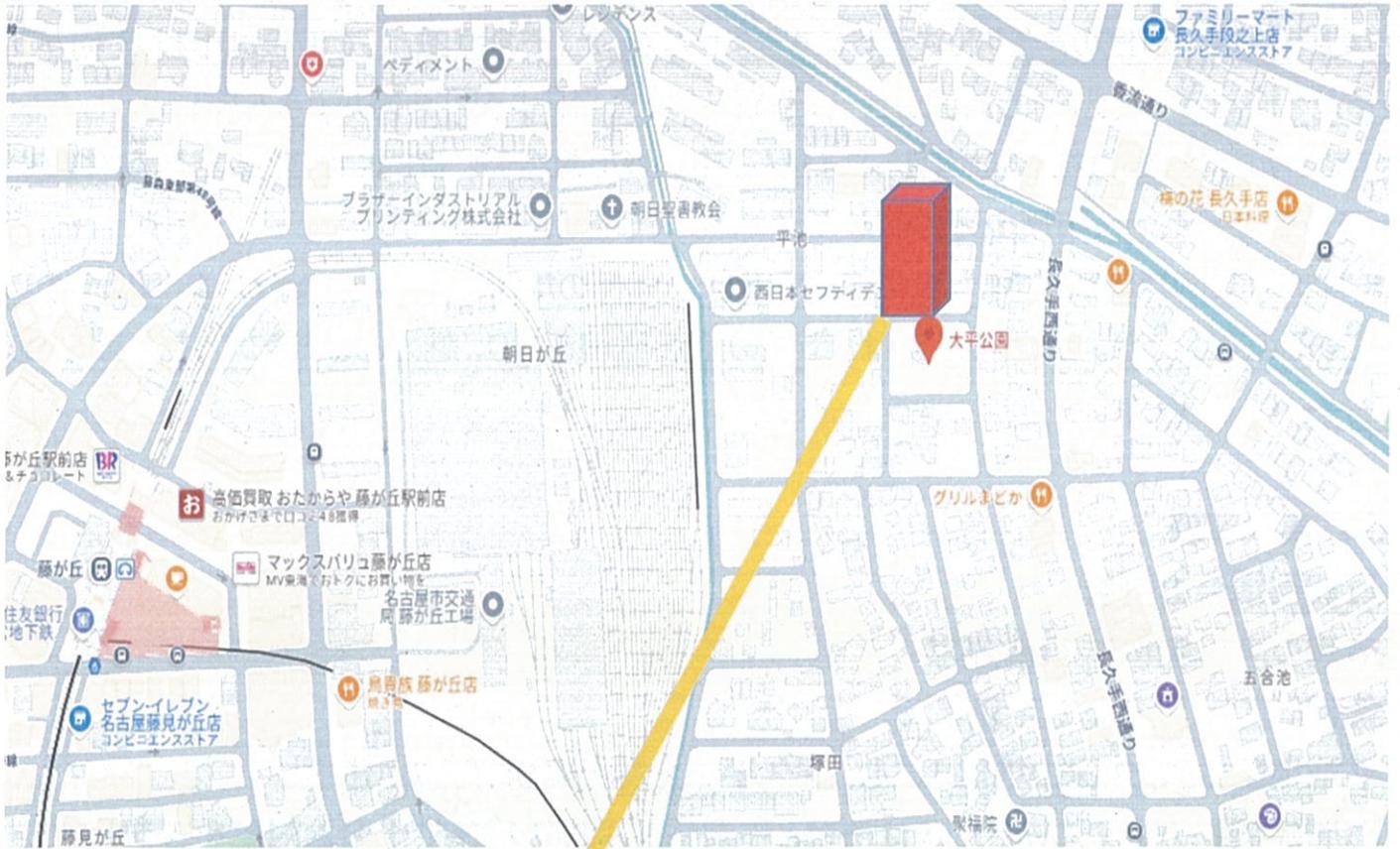
市の美しい自然と、静かで落ち着いた生活環境を守り、未来・後世へと引き継いでいくために、より良いまちづくりを進めていくべきだと考えます。この高層マンション建設計画について、まちづくり条例、景観形成基準を厳格に適用し、市民の意見を反映した適切な対応をするよう議会から市に対し働きかけることを要望します。

## 3. 添付書類

・周辺環境との比較図（平池地区）

・平池地区、久保山地区 位置図 写真

長久手市平池地区 (地上 39.32m、12 階建て)



©Google 地図に

白記



平池 現地写真

敷地の地名地番	長久手市平池 505 番、509 番		
用途	共同住宅 (分譲)	敷地面積	1,635.29 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造	建築面積	442.87 m <sup>2</sup>
高さ	39.32m	延べ面積	3,825.17 m <sup>2</sup>
階数	地上 12 階	工事着手 予定時期	2025 年 5 月下旬
	地下 0 階		
建築主	住所	三重県津市丸之内 9 番 18 号	
	氏名	三交不動産株式会社 代表取締役社長 中村 充孝	
設計者	住所	名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号	
	氏名	日土地名古屋ビル 15 階 株式会社三輪設計 名古屋本社	
	電話	小倉 淳悟 (052) 265-6420	
工事施工者	住所	未定	
	氏名	未定	
	電話	未定	
この標識は、長久手市美しいまちづくり条例に基づき設置したものです。			

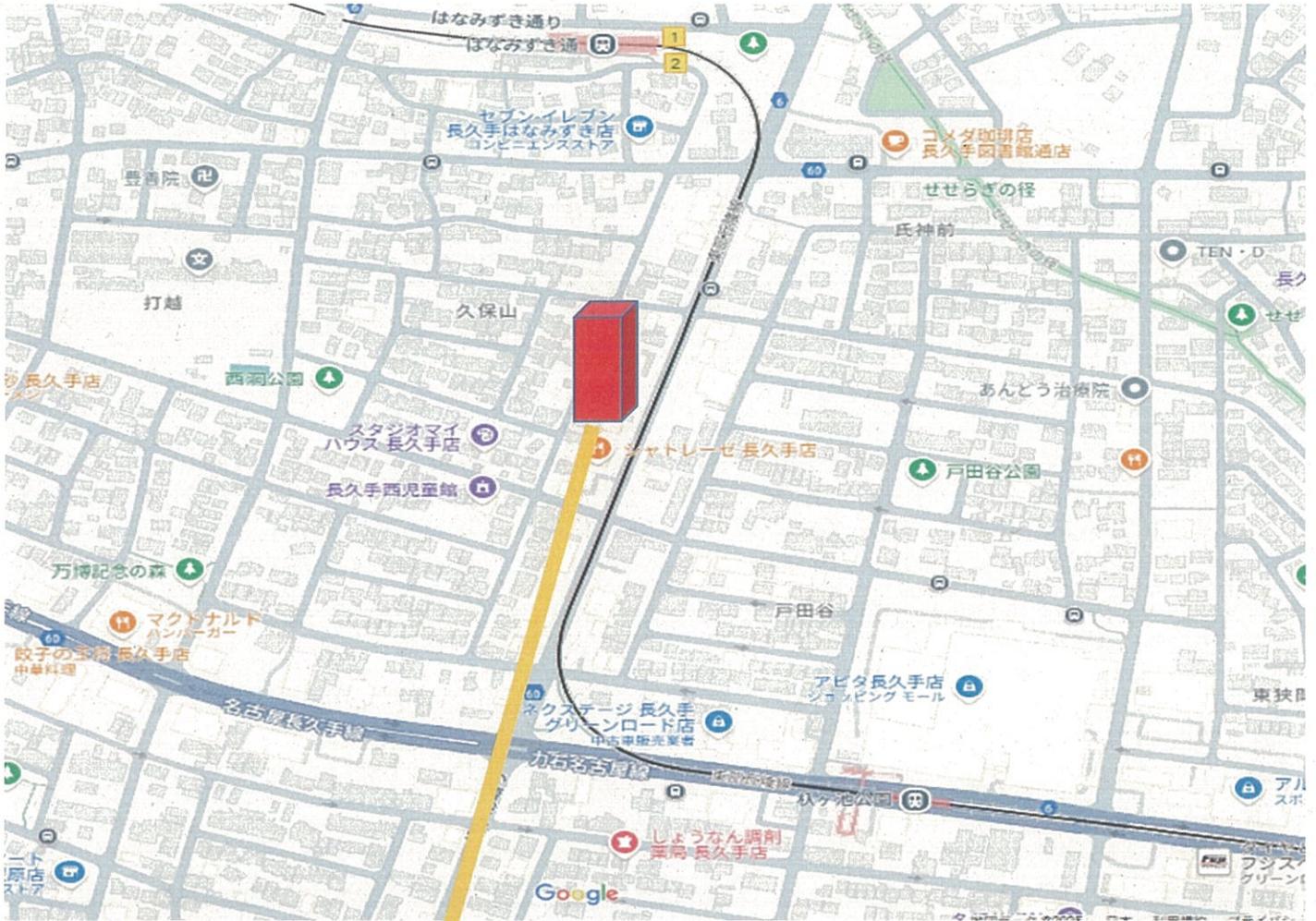
建築計画の概要



NO	住宅名	階層	NO	住宅名	階層
①	丸山住宅1	4	⑯	ノヴァ藤ヶ丘東	4
②	丸山住宅2	4	⑰	パークサイド藤ヶ丘	3
③	丸山住宅3	4	⑱	ジュネス 雅	2
④	丸山住宅4	4	⑲	ビエント	2
⑤	丸山住宅5	4	⑳	リバーサイド・藤ヶ丘	2
⑥	丸山住宅6	4	21	アパート	2
⑦	ビーオーズ平池	4	22	ファミリー マイ	3
⑧	はいつ寺島	4	23	グリーンヒルズ藤ヶ丘N	2
⑨	愛知厚生連	5	24	グリーンヒルズ藤ヶ丘	2
⑩	藤ヶ丘レジデンス	4	25	アクアフェルトK	3
⑪	リバーサイド吉野	4	26	ハイライズ鴨田	7
⑫	ドリームワン	4	27	ベルシェトワ 藤が丘	3
⑬	ルカーノ藤ヶ丘	4	28	クロンド藤ヶ丘	4
⑭	ユニブル藤ヶ丘東	6	29	バンベール藤が丘イースト2	6
⑮	藤が丘 第2ホフマンション	5			

<b>平均階高</b>	<b>3.8</b>
-------------	------------

長久手市久保山地区 (地上 39.13m、13 階建て)



©Google 地図に  
追記



久保山 現地写真

建築計画の概要			
〔新築〕ロフトイ 長久手久保山新築工事			
敷地の地名地番	長久手市久保山1521番		
用途	別荘住宅	敷地面積	809.04 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨コンクリート造	建築面積	214.74 m <sup>2</sup>
高さ	39.13 m	延べ面積	2,087.01 m <sup>2</sup>
階数	地上 13 階 1 階	工事着手 予定時期	2017年 月 日頃
建築主	住所 愛知県稲沢市山崎3丁目1番11号 株式会社 富士不動産 代表取締役 西村 隆雄 電話 0567-23-3333		
設計者	住所 愛知県稲沢市山崎3丁目1番11号 株式会社 日神建設事務所 代表取締役 西村 隆雄 電話 0567-23-3333		
工事施工者	住所 未定 氏名 電話		
詳細については、(株)日神建設事務所(0567-23-3333)にお問い合わせください。 2017年 月 日 日誌			

建築計画の概要

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年2月20日(木)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 監査結果について
- 3 和解について
- 4 議案説明員について
- 5 議員派遣の結果について

第4 議案第2号令和7年度長久手市一般会計予算から議案第27号令和7年度長久手市一般会計補正予算（第1号）についてまで  
（議案の上程、施政方針、提案者の説明）

第5 発委第1号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから発委第3号長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についてまで  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

第6 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年2月21日(金)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第2号から議案第27号まで  
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和7年3月4日(火)午前9時30分開議

**A 案**

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会	田崎あきひさ	議員
公明党	ささせ順子	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
みらい	野村弘	議員
翼	大島令子	議員
香流	なかじま和代	議員

**B 案**

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会	田崎あきひさ	議員
公明党	ささせ順子	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
みらい	野村弘	議員
翼	大島令子	議員
香流	なかじま和代	議員

**C 案**

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会	田崎あきひさ	議員
公明党	ささせ順子	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
みらい	野村弘	議員
翼	大島令子	議員

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年3月5日(水)午前9時30分開議

**A 案**

第1 一般質問

(個人質問)

水野勝康 議員

岡崎つよし 議員

山田かずひこ 議員

川合ともゆき 議員

わたなべさつ子 議員

**B 案**

第1 一般質問

(個人質問)

水野勝康 議員

岡崎つよし 議員

山田かずひこ 議員

川合ともゆき 議員

**C 案**

第1 一般質問

(代表質問)

香流                      なかじま和代 議員

(個人質問)

水野勝康 議員

岡崎つよし 議員

山田かずひこ 議員

川合ともゆき 議員

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和7年3月6日(木)午前9時30分開議

**A 案**

第1 一般質問

(個人質問)

おくだけんじ 議員

富田 えいじ 議員

伊藤 真規子 議員

**B 案**

第1 一般質問

(個人質問)

わたなべさつ子 議員

おくだけんじ 議員

富田 えいじ 議員

伊藤 真規子 議員

**C 案**

第1 一般質問

(個人質問)

わたなべさつ子 議員

おくだけんじ 議員

富田 えいじ 議員

伊藤 真規子 議員

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年3月18日(火)午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第27号まで  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和7年2月4日

長久手市議会副議長 山田 けんたろう

### 議員派遣結果報告書

令和6年第4回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 件名  
長久手市議会議員研修
- 2 目的  
議員の資質及び政策形成能力の向上を図る
- 3 派遣場所  
長久手市役所
- 4 期間  
令和7年1月21日（火）
- 5 派遣議員  
全議員
- 6 概要  
演題 第1部「変わる地方政治、変わる地方議会」  
第2部「政治倫理、議員定数、議員報酬について」  
講師 愛知学院大学総合政策学部 教授 森 正氏
- 7 感想

（第1部）では、「変わる地方政治、変わる地方議会」と題しご講演を頂き、日本における、地方分権の担い手としての地方議会、議員に期待される役割を考えながら、地方自治及び地方議会の近年の役割や位置付け、地方分権や議会のDX、ネット選挙等環境の変化、過去から現在、そして今後とこれからの地方自治、地方議会のあり方を学びました。印象的であった言葉は、小括として頂いた、「年中味が変わらず、美味しいと評判のラーメン屋さんは、実は、変わらないために、常に変わり続ける努力をされている。変わらない味を守り、維持するために、季節をはじめ、毎日の天気や湿度によって、麺やお汁等の塩分、水分などの分量を変え、変わらないために変わり続けている。」とのお言葉が印象的でした。長久手市議会の市政や市民に対する姿勢が、良い意味で変わらず、更に向上させていくために、常に、その時、その時代に適応し、変わり続ける意識や改革が必要と感じました。

（第2部）では、政治倫理、議員定数、議員報酬について、事前質問に対し、ご回答を頂きました。「議員定数の削減は、市民と行政のパイプを減らし、立候補者の障壁を上げる。議員報酬の高低は、議員のなり手不足に繋がる。政務活動費は、政策立案、行政監視のためにも必要。そもそも、議員定数、議員報酬は、議会や議員が判断するものではなく、民意の判断や議員の資質によるところが大きい。政治倫理においても同様で、議員個人の資質によるところが大きい。」とのお話を頂きました。今後、地方分権の担い手としての長久手市議会、市民から期待される議員として活かしていきたい。

令和7年1月30日

広報広聴協議会広聴部会長 山田かずひこ

### 議員派遣結果報告書

令和6年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 件名  
第12回長久手市議会議会報告会
- 2 目的  
議会活動の報告
- 3 派遣場所  
北小校区共生ステーション、長久手交流プラザ
- 4 期日  
令和7年1月25日（土）
- 5 派遣議員  
全議員 ※体調不良のため、富田えいじ議員は欠席
- 6 概要  
13時30分から15時30分まで 2時間
  - 議会活動の報告  
ぎかいたいむ11月号を配付して説明をした。
  - 意見交換  
北小校区共生ステーションは、1グループにて意見交換  
長久手交流プラザは、グループA・Bに分かれて意見交換
  - テーマ  
北小校区共生ステーション
    - ①子ども・子育てについて
    - ②文化・スポーツについて
    - ③フリートーク長久手交流プラザ
    - ①子ども・子育てについて
    - ②公園について
    - ③フリートーク

参加者 北小校区共生ステーション 8人  
長久手交流プラザ 15人

## 7 所感

今回の議会報告会は、2会場で同時開催した。ぎかいたいむ11月号を配付、簡単に説明を行って議会報告とし、意見交換を重視した。北小校区の会場・長久手小校区の会場の各グループとも、あらかじめ用意されたテーマのもと、活発な意見交換ができた。

北小校区の会場は、参加者人数が想定していたより少なく、年齢層が高く、女性の参加者がいなかったことが残念である。その中でも、毎回参加している市民の方が、参加した若い市民の方の意見に対応してくれたりと市民同士が意見交換・情報共有を行ったことは意義のあることと感じた。

長久手小校区の会場は、若い子育て世帯、年配者など幅広い年齢層の方が参加した。意見交換においても地域の課題、要望を聞くことができ、早期に調査する予定である。

アンケート結果では、議会報告会に対する評価は満足10件、どちらともいえない4件、不満足2件と回答している。不満足の方の理由として「議会報告会もしてほしい」「2グループで行うと声が聞きづらい」これらを反省点として次回に活かしていきたいと考える。

今後は、南小校区・市が洞小校区での開催を行っていききたい。また、さまざまな団体との意見交換を行えば、もっと課題が深堀りできるのではないかと考える。

## 委員会付託表（予算決算委員会）

議案番号	件名
議案第 2 号	令和 7 年度長久手市一般会計予算
議案第 3 号	令和 7 年度長久手市国民健康保険特別会計予算
議案第 4 号	令和 7 年度長久手市土地取得特別会計予算
議案第 5 号	令和 7 年度長久手市介護保険特別会計予算
議案第 6 号	令和 7 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 号	令和 7 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 7 年度長久手市下水道事業会計予算
議案第 9 号	令和 6 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 10 号	令和 6 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 11 号	令和 6 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 12 号	令和 6 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 13 号	令和 6 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 27 号	令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 1 号）

令和7年第2回長久手市議会臨時会会期日程(案)

(令和7年5月8日 1日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	5月8日	木	午前10時	臨時会

5月1日(木)午前10時 議会運営委員会

5月9日(金) 予備日

令和7年第2回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和7年6月6日～6月26日 21日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	6月6日	金	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	6月7日	土		休 会
第3日	6月8日	日		休 会
第4日	6月9日	月	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第5日	6月10日	火		休 会
第6日	6月11日	水	午前9時30分	常任委員会
第7日	6月12日	木	午前9時30分	常任委員会
第8日	6月13日	金		予 備 日
第9日	6月14日	土		休 会
第10日	6月15日	日		休 会
第11日	6月16日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第12日	6月17日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第13日	6月18日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	6月19日	木		予 備 日
第15日	6月20日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第16日	6月21日	土		休 会
第17日	6月22日	日		休 会
第18日	6月23日	月		予 備 日
第19日	6月24日	火	午前10時	議会運営委員会
第20日	6月25日	水		休 会
第21日	6月26日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

5月19日(月)午前10時 議会運営委員会

5月26日(月)午前8時30分から 5月27日(火)正午まで

一般質問通告受付

5月27日(火)正午 陳情書及び請願書等受付締切り

5月29日(木)午前10時 議会運営委員会